

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 事業収入			1,557,973
2. 繰入金		1. 事業収入	1,557,973
			73,265
		1. 一般会計繰入金	73,265
3. 諸収入			65,760
		1. 市預金利子	10
		2. 雑収入	65,750
歳入	合計		1,696,998

歳出	款	項	金額
1. 競馬事業費			1,696,998
		1. 競馬事業費	1,696,998
歳出	合計		1,696,998

平成17年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算

平成17年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,696,998千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 使用料及び手数料		1,103
		1. 使用料	1,103
	2. 国庫支出金		201,900
		1. 国庫補助金	201,900
	3. 県支出金		16,125
		1. 県負担金	16,125
	4. 財産収入		4,668
		1. 財産運用収入	4,668
	5. 繰入金		438,421
		1. 一般会計繰入金	438,421
	6. 諸収入		1,464
		1. 雑収入	1,464
	7. 市債		117,000
		1. 市債	117,000
	歳入合計		780,681

歳出	款	項	金額
	1. 市街地再開発事業費		780,681
		1. 市街地再開発事業費	780,681
	歳出合計		780,681

平成17年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算

平成17年度金沢市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ780,681千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成17年度金沢市土地区画整理事業費特別会計予算

平成17年度金沢市の土地区画整理事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,890,068千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

第2表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
市街地再開発事業費	平成18年度から平成21年度まで	154,000千円及び支払利息、委託事務費相当額
市街地再開発事業用地取得に伴う金沢市土地開発公社に対する債務保証	平成17年度から平成21年度まで	154,000千円
資金借換に伴う金沢市土地開発公社に対する債務保証	平成17年度から平成21年度まで	317,000千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業	40,900千円	普通貸借	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
地域開発事業	76,100	又 証 券 発 行		
合 計	117,000			

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	11,100	普通貸借 又 証券発行	4.0%以内	先の高連条件による。 ただし、市財政その他の都合に より、採算期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができる。
臨時地方道整備事業	61,400			
合 計	72,500			

第1表 歳 入 歳 出 予 算

款	項	金額 千円
1. 国庫支出金		81,500
	1. 国庫補助金	81,500
2. 県支出金		2,830
	1. 県負担金	2,830
3. 繰入金		1,728,066
	1. 一般会計繰入金	1,728,066
4. 諸収入		1
	1. 延滞金、加算料 及び通過	1
5. 清算金収入		5,171
	1. 清算金収入	5,171
6. 市債		72,500
	1. 市債	72,500
歳入	合 計	1,890,068

款	項	金額 千円
1. 土地区画整理事業費		1,890,068
	1. 土地区画整理事業費	1,890,068
歳出	合 計	1,890,068

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 使用料及び手数料		25,393
		1. 使用料	25,393
	2. 財産収入		2,030,321
		1. 財産売却収入	2,030,321
	3. 繰入金		460,142
		1. 一般会計繰入金	460,142
	4. 諸収入		1
		1. 市預金利子	1
	5. 市債		1,000,000
		1. 市債	1,000,000
歳入	合計		3,515,857

歳出	款	項	金額
	1. 先行取得事業費		3,515,857
		1. 先行取得事業費	3,515,857
歳出	合計		3,515,857

平成17年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算

平成17年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,515,857千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成17年度金沢市工業団地造成事業費特別会計予算

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業	100,000 千円	普通貸借	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、償還期間及び償還額を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができるとする。
公共取得等事業	900,000	又 証券発行		
合 計	1,000,000			

平成17年度金沢市の工業団地造成事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,680,464千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、

「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 520,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政その他の都合により、振替預金及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができるとする。
合計	520,200			

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1. 国庫支出金		千円 11,887
	1. 国庫補助金	11,887
2. 財産収入		2,080,078
	1. 財産売却収入	2,080,078
3. 繰入金		68,257
	1. 一般会計繰入金	68,257
4. 諸収入		42
	1. 雑収入	42
5. 市債		520,200
	1. 市債	520,200
歳入	合計	2,680,464

歳出

款	項	金額
1. 工業団地造成事業費		千円 2,680,464
	1. 工業団地造成事業費	2,680,464
歳出	合計	2,680,464

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1. 分担金及び負担金			4,360
2. 使用料及び手数料			68,000
3. 県支出金			61,247
4. 繰入金			386,179
5. 諸収入			24,073
6. 市債			43,200
歳入	合計		587,059

平成17年度金沢市農村下水道事業費特別会計予算

平成17年度金沢市の農村下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ587,059千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成17年度金沢市住宅団地建設事業費特別会計予算

平成17年度金沢市の住宅団地建設事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,088,278千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

歳 出 款	項	金 額
1. 農村下水道事業費		587,059
	1. 農村下水道事業費	587,059
歳 出	合 計	587,059

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村下水道事業	43,200	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。市財政その他の都合にたどり、協議期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計	43,200			

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 282,800	普通貸借 又 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による ただし、市財政その他の都合に より、据置期間及び償還期間を 短縮し、若しくは繰上償還又は 借換えすることができるとする。
合計	282,800			

第1表 歳 入 歳 出 予 算

款	項	金額
1. 財産収入		千円 683,028
	1. 財産売却収入	683,028
2. 繰入金		122,350
	1. 一般会計繰入金	122,350
3. 諸収入		100
	1. 雑入	100
4. 市債		282,800
	1. 市債	282,800
歳入	合計	1,088,278

款	項	金額
1. 住宅団地建設事業費		千円 1,088,278
	1. 住宅団地建設事業費	1,088,278
歳出	合計	1,088,278

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 使用料及び手数料		241,697
		1. 使用料	241,697
	2. 繰入金		50,215
		1. 一般会計繰入金	50,215
	3. 諸収入		12
		1. 雑入	12
歳入	合計		291,924

歳出	款	項	金額
	1. 駐車場事業費		291,924
		1. 駐車場事業費	291,924
歳出	合計		291,924

平成17年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

平成17年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291,924千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
	1. 国民健康保険料		12,108,052
	2. 国庫支出金	1. 国民健康保険料	12,108,052
		1. 国庫負担金	11,546,258
		2. 国庫補助金	8,998,166
	3. 療養給付費等交付金		2,548,092
		1. 療養給付費等交付金	7,336,950
	4. 県支出金		7,336,950
		1. 県負担金	1,373,048
		2. 県補助金	195,831
	5. 共同事業交付金		1,177,217
		1. 共同事業交付金	779,100
	6. 繰入金		779,100
		1. 一般会計繰入金	3,605,920
	7. 雑収入		3,605,920
		1. 延滞金、加算金及び過算金	47,010
		2. 市預金利子	1,280
		3. 貸付金元利収入	10
		4. 雑収入	7,500
歳入	合計		38,220
	合計		36,796,338

平成17年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

平成17年度金沢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,796,338千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

平成17年度金沢市老人保健費特別会計予算

平成17年度金沢市の老人保健費特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,319,845千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

款	項	金額
1. 総務費		186,099
	1. 総務管理費	186,099
2. 保険給付費		36,264,129
	1. 保険給付費	36,264,129
3. 保健事業費		113,895
	1. 保健事業費	113,895
4. 公債費		1,000
	1. 公債費	1,000
5. 繰上充用金		231,215
	1. 繰上充用金	231,215
歳出	合計	36,796,338

平成17年度金沢市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

第1表 歳入 歳出 予算 算

歳 入	款	項	金 額
1. 基金 交付 金			25,255,198
		1. 基金 交付 金	25,255,198
2. 国 庫 支 出 金			11,294,967
		1. 国 庫 負 担 金	11,294,967
3. 県 支 出 金			2,822,466
		1. 県 負 担 金	2,822,466
4. 繰 入 金			2,894,113
		1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,894,113
5. 諸 収 入			53,101
		1. 市 預 金 利 子	100
		2. 雑 入	53,001
歳 入	合 計		42,319,845

平成17年度金沢市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,800千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができない地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

歳 出	款	項	金 額
1. 総 務 費			64,145
		1. 総 務 管 理 費	64,145
2. 医 療 諸 費			42,255,200
		1. 医 療 諸 費	42,255,200
3. 公 債 費			500
		1. 公 債 償 還 費	500
歳 出	合 計		42,319,845

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子養育資金貸付金	千円 13,565	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定による。
合計	13,565			

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1. 繰入金		千円 7,480
	1. 一般会計繰入金	7,480
2. 諸収入		36,755
	1. 市預金利息	1
3. 市債	2. 貸付金元利収入	36,753
	3. 雑収入	1
		13,565
歳入	1. 市債	13,565
	合計	57,800

款	項	金額
1. 民生費		千円 57,700
	1. 母子寡婦福祉資金費	57,700
2. 公債費		100
	1. 公債費	100
歳出	合計	57,800

第1表 歳入 歳入 歳出 予 算

歳 入	款	項	金 額
1. 介 護 保 險 料	料		3,867,137
2. 国 庫 支 出 金	出 金	1. 介 護 保 險 料	3,867,137
			5,852,913
		1. 国 庫 負 担 金	4,663,939
		2. 国 庫 補 助 金	1,188,974
3. 支 払 基 金 交 付 金	交 付 金		7,462,303
		1. 支 払 基 金 交 付 金	7,462,303
4. 県 支 出 金	出 金		2,915,189
		1. 県 負 担 金	2,914,962
		2. 県 補 助 金	227
5. 繰 入 金	入 金		3,194,254
		1. 一 般 会 計 繰 入 金	3,187,595
		2. 基 金 繰 入 金	6,659
6. 諸 収 入	入		353
		1. 市 預 金 利 子	1
		2. 雑 入	352
7. 市 債	債		312,851
		1. 市 債	312,851
歳 入	入	合 計	23,605,000

平成17年度金沢市介護保険費特別会計予算

平成17年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,605,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成17年度金沢市ガス事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度金沢市のガス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 供給戸数 78,860戸
- (イ) 一般ガス事業 78,700戸
- (ロ) みなしガス事業 160戸
- (2) 年間送出货量 38,100,000m³
- (イ) 一般ガス事業 9,300m³
- (ロ) みなしガス事業 104,384m³
- (イ) 一般ガス事業 104,384m³
- (ロ) みなしガス事業 55m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - 導管拡張 延長 14,194m 470,945千円
 - 導管改良 延長 5,068m 282,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		入	
		出	
第1款	事業収入	7,328,418千円	
第1項	製品売上益	6,757,580千円	
第2項	営業雑収入	363,714千円	
第3項	簡易ガス収入	103,480千円	
第4項	営業外収入	103,644千円	
外に	当年予定欠損	1,534,996千円	
合	計	8,863,414千円	
第1款	事業費用		8,863,414千円
第1項	営業費用		6,321,319千円
第2項	営業雑費用		352,087千円
第3項	簡易ガス費用		112,167千円
第4項	営業外費用		2,072,841千円
第5項	予備費		5,000千円
合	計		8,863,414千円

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		284,303
	1. 総務管理費	284,303
2. 保険給付費		23,319,697
	1. 保険給付費	23,319,697
3. 公債費		1,000
	1. 公債費	1,000
歳出	合計	23,605,000

債

方

地

第2表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金	312,851	普通貸借	無利子	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により、償還期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
合計	312,851			

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,343,254千円は過年度分損益勘定留保資金2,321,694千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額21,560千円で補てんするものとする。)

収 入		出	
第2款 資本的収入	694,170千円	第2款 資本的支出	3,037,424千円
第1項 負担金	566,360千円	第1項 建設改良費	993,580千円
第2項 補助金	121,800千円	第2項 熱量変更支援費	664,369千円
第3項 回収金	6,000千円	第3項 簡易ガス施設費	300千円
第4項 固定資産売却収入	10千円	第4項 企業債償還金	1,368,175千円
第4項 固定資産売却収入	10千円	第5項 貸付金	6,000千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,321,694千円	第6項 予備費	5,000千円
外に過年度分損益勘定留保資金	21,560千円	合 計	3,037,424千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	3,037,424千円		
合 計		合 計	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

職 員 給 与 費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,618,071千円
(2) 交際費	550千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。
ガス事業費用補助 23,675千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,100,000千円と定める。

金 沢 市 公 報

第3項 国庫補助金	94,220千円
第4項 企業債元金償還補給金	20,009千円
第5項 他会計出資金	20,600千円
第6項 固定資産売却収入	10千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,418,120千円
当年度分損益勘定留保資金	477,718千円
減債積立金	3,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	94,015千円
合 計	4,043,867千円

出

第2款 資本的支出	4,043,867千円
第1項 建設改良費	2,843,876千円
第2項 企業債償還金	1,198,491千円
第3項 予備費	1,500千円
合 計	4,043,867千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてため。
限 度 額	471,000千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	4.0%以内
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,367,328千円
(2) 交際費	450千円

平成17年度金沢市水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度金沢市の水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	188,100戸	
(2) 年間総配水量	59,300,000m ³	
(3) 一日平均配水量	162,465m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
配水管拡張	延長 17,030m	845,000千円
配水管改良	延長 12,290m	1,092,500千円
上水道未普及地域解消	延長 2,800m	133,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業収益	10,592,831千円	入
第1項 営業収益	10,159,046千円	
第2項 営業外収益	433,785千円	
合 計	10,592,831千円	出
第1款 事業費用	10,424,705千円	
第1項 営業費用	9,040,351千円	
第2項 営業外費用	1,374,354千円	
第3項 予備費	10,000千円	
外に当年度予定利益	168,126千円	
合 計	10,592,831千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,992,853千円は過年度分損益勘定留保資金2,418,120千円、当年度分損益勘定留保資金477,718千円、減債積立金3,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額94,015千円で補てんするものとする。)

第2款 資本的収入	1,051,014千円	入
第1項 企業債	471,000千円	
第2項 工事負担金	445,175千円	

平成17年度金沢市発電事業特別会計予算

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 上水道整備事業費補助 40,525千円
- (2) 上水道事業費用補助 1,620千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

(総 則)

第1条 平成17年度金沢市の発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 供給目標電力量 140,220MWH

- (2) 主要な建設改良事業 51,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	1,294,268千円
第1項 営業収益	1,290,555千円
第2項 財務収益	810千円
第3項 事業外収益	2,903千円
合 計	1,294,268千円
支 出	
第1款 事業費用	1,058,295千円
第1項 営業費用	804,752千円
第2項 財務費用	193,729千円
第3項 事業外費用	54,814千円
第4項 予備費	5,000千円
外に当年度予定利益	235,973千円
合 計	1,294,268千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額421,822千円は過年度分損益勘定留保資金283,525千円、減債積立金115,000千円、地域振興積立金20,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額3,297千円で補てんするものとする。)

収 入	
第2款 資本的収入	1,924千円
第1項 工事負担金	1,924千円
外に過年度分損益勘定留保資金	283,525千円
減債積立金	115,000千円
地域振興積立金	20,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	3,297千円
合 計	423,746千円

平成17年度金沢市工業用水道事業特別会計予算

支 出	
第2款 資本的支出	423,746千円
第1項 建設改良費	54,912千円
第2項 事業外固定資産取得費	20,000千円
第3項 企業償還金	347,834千円
第4項 備費	1,000千円
合 計	423,746千円
(一時借入金)	
第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。	
(1) 職員給与費	196,615千円
(2) 交際費	200千円
(他会計からの補助金)	
第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。 発電事業費用補助	300千円

(総 則)
第1条 平成17年度金沢市の工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
(業務の予定量)
(1) 給水事業所数 2か所
(2) 年間総給水量 196,370m³
(3) 一日平均給水量 538m³
(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業収益	63,098千円	入
第1項 営業収益	9,307千円	
第2項 営業外収益	53,791千円	
外に当年度予定欠損	941千円	
合 計	64,039千円	
第1款 事業費用	64,039千円	出
第1項 営業費用	52,566千円	
第2項 営業外費用	11,273千円	
第3項 予備費	200千円	
合 計	64,039千円	

(資本的収入及び支出)
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,613千円は過年度分損益勘定留保資金6,613千円で補てんするものとする。)

第2款 資本的収入	21,655千円	入
第1項 他会計補助金	21,655千円	
外に過年度分損益勘定留保資金	6,613千円	
合 計	28,268千円	
第2款 資本的支出	28,268千円	出
第1項 建設改良費	1,200千円	
第2項 企業償還金	27,068千円	
合 計	28,268千円	

平成17年度金沢市病院事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成17年度金沢市の病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 311床
- (2) 年 間 患 者 数 院 来 82,089人
外 来 168,994人
- (3) 一 日 平 均 患 者 数 院 来 225人
外 来 693人
- (4) 主要な建設改良事業 165,000千円
医療機器整備事業 55,000千円
施設整備事業 45,000千円
病院業務情報システム開発事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	5,461,482千円
第1項 医業収益	4,908,000千円
第2項 医業外収益	553,482千円
外に当年度予定欠損	23,002千円
合 計	5,484,484千円
支 出	
第1款 病院事業費用	5,484,484千円
第1項 医業費用	5,284,933千円
第2項 医業外費用	199,551千円
合 計	5,484,484千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,328千円は過年度分損益勘定留保資金145,992千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額336千円で補てんするものとする。)

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職 員 給 与 費 10,113千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 工業用水道事業費用補助 53,767千円
- (2) 工業用水道建設事業償還金補助 21,655千円

(他会計からの補助金)
第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 病院事業費用補助 517,166千円
- (2) 病院建設改良費補助 500千円
- (3) 病院建設改良事業債償還金補助 100,983千円

第2款 資本的収入	525,921千円
第1項 企業補助金	259,000千円
第2項 他会計補助金	101,483千円
第3項 他会計出資金	165,438千円
外に過年度分損益勘定留保資金	145,992千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	336千円
合 計	672,249千円
第2款 資本的支出	672,249千円
第1項 建設改良費	265,000千円
第2項 企業債償還金	407,249千円
合 計	672,249千円

(企業債)
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良及び病院業務情報システム開発資金にあて るため。
限 度 額	259,000千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他 から起債する。
利 率	4.0%以内
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市 の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借 換えすることがある。

(一時借入金)
第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)
第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流
用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経な
ければならない。

職 員 給 与 費 2,469,480千円

平成17年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成17年度金沢市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱数量	
青果部	96,000 t
水産物部	81,000 t
(2) 主要な建設改良事業	
市場再整備基本計画策定事業	16,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 事業収入	1,061,312千円	収入
第1項 営業収入	638,684千円	
第2項 営業外収入	422,628千円	
合計	1,061,312千円	
第1款 事業費用	1,024,066千円	支出
第1項 営業費用	893,708千円	
第2項 営業外費用	129,858千円	
第3項 予備費	500千円	
外に当年度予定利益	37,246千円	
合計	1,061,312千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額321,377千円は過年度分損益勘定留保資金320,201千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額1,176千円で補てんするものとする。)

第2款 資本的収入	135,536千円	収入
第1項 企業債	30,000千円	
第2項 他会計補助金	105,536千円	
外に過年度分損益勘定留保資金	320,201千円	
当年度分消費税等資本的収支調整額	1,176千円	
合計	456,913千円	

支出

第2款 資本的支出	456,913千円
第1項 建設改良費	55,900千円
第2項 企業債償還金	251,013千円
第3項 他会計借入金返還金	150,000千円
合計	456,913千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的	建設改良資金にあてため。
限度額	30,000千円
起債の方法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利率	4.0%以内
償還の方法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 175,380千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 事業費用補助	422,268千円
(2) 中央卸売市場整備事業債償還金補助	105,536千円

平成17年度金沢市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成17年度金沢市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 管渠整備備面積 162ha
- (2) 年度末排水面積 7,592ha
- (3) 年度末排水人口 396,910人
- (4) 年間総処理水量 69,000,000m³
- (5) 主要な建設改良事業
 管渠施設 延長 42,270m 5,674,690千円
 ポンプ場施設 1,882,000千円
 雨水関連施設 1,144,000千円
 水質管理施設 1,425,705千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 事業収益	14,503,089千円	第1款 事業費用	14,672,189千円
第1項 営業収益	9,563,253千円	第1項 営業費用	8,812,264千円
第2項 営業外収益	4,939,836千円	第2項 営業外費用	5,849,925千円
外に当年度予定欠損	169,100千円	第3項 予備費	10,000千円
合計	14,672,189千円	合計	14,672,189千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,178,449千円は過年度分損益勘定留保資金1,760,687千円、当年度分損益勘定留保資金3,171,555千円、減債積立金6,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額240,207千円で補てんするものとする。)

収入		支出	
第2款 資本的収入	13,041,906千円	第2款 資本的支出	18,220,355千円
第1項 回収企業債	86,000千円	第1項 建設改良費	10,367,442千円
第2項 事業補助金	7,754,400千円	第2項 企業債償還金	7,557,913千円
第3項 在庫補助金	3,300,000千円	第3項 貸付金	90,000千円
第4項 他会計負担金	1,399,836千円	第4項 他会計借入金等返還金	200,000千円
第5項 受託者負担金	209,000千円	第5項 予備費	5,000千円
第6項 工事負担金	223,040千円	合計	18,220,355千円
第7項 公営下水道事業基金繰入金	69,620千円		
第8項 固定資産売却収入	10千円		
外に過年度分損益勘定留保資金	1,760,687千円		
当年度分損益勘定留保資金	3,171,555千円		
減債積立金	6,000千円		
当年度分消費税等資本的収支調整額	240,207千円		
合計	18,220,355千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項目	期間	限度額
ポンプ場施設整備事業費	水質管理施設整備事業費	平成18年度から平成19年度まで	1,322,000千円
		平成18年度	1,538,000

平成17年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度金沢市の公設花き地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱数量 30,000千本

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	43,969千円
第1項 営業収益	26,983千円
第2項 営業外収益	16,986千円
合 計	43,969千円

支 出

第1款 事業費用	38,199千円
第1項 営業費用	35,387千円
第2項 営業外費用	2,312千円
第3項 予備費	500千円
外に当年度予定利益	5,770千円
合 計	43,969千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,067千円は過年度分損益勘定留保資金2,763千円、減債積立金1,200千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額104千円で補てんするものとする。)

収 入

第2款 資本的収入	1,867千円
第1項 他会計補助金	1,867千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,763千円
減債積立金	1,200千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	104千円
合 計	5,934千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目的 建設改良資金及び減価償却費を超える企業債元金償還金にあてため。

限度額 7,754,400千円

起債の方法 証券の発行又は普通通貸借の方法により、政府その他から起債する。

利率 4.0%以内

償還の方法 借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれらの経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,052,980千円

(2) 交際費 450千円

支 出	
第2款 資本的支出	5,934千円
第1項 建設改良費	2,200千円
第2項 企業債償還金	3,734千円
合 計	5,934千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 11,672千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 運営費補助 16,935千円
- (2) 市場建設事業債償還金補助 1,867千円

平成17年(2005年)4月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)4月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔 栄
定価 120円		印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
			石川県金沢市玉鉾4丁目166番地